

回覧

【嶺北消防本部からのお知らせ】

令和8年1月1日から、嶺北消防組合火災予防条例の一部が改正されます。
内容については下記のとおりです。

林野火災の予防強化について

令和7年2月26日に岩手県大船渡市で発生した林野火災は、延焼範囲が約3,370haとなり、日本の林野火災としては約60年ぶりとなる大規模な林野火災となりました。

そこで、林野火災への対策として火災予防条例を改正し、「林野火災警報・注意報」が運用開始となります。火災が発生しやすい気象条件になった際、火災の発生を未然に防ぐため嶺北消防組合管理者が発令することができるものです。

1 林野火災注意報・警報について

林野火災が起こりやすい時期に、林野火災の予防上「注意」が必要と判断される気象状況になった際や、林野火災の予防上「危険」な状況になった際に発令し、火の使用を制限するものです。

2 林野火災注意報 発令基準について ※努力義務（罰則規定なし）

以下の①又は②のいずれかの条件に該当する場合

- ① 前3日間の合計降水量が1mm以下かつ前30日間の合計降水量が30mm以下
- ② 前3日間の合計降水量が1mm以下かつ乾燥注意報が発表

※当日に降水が見込まれる場合や積雪がある場合は、発令しないこともあります。

3 林野火災注意報 発令対象区域について

嶺北消防組合管理者が指定した区域

※地域森林計画の対象となる民有林及び国有林で木竹が集団して生育している森林区域

4 林野火災警報 発令基準について ※義務（罰則規定あり）

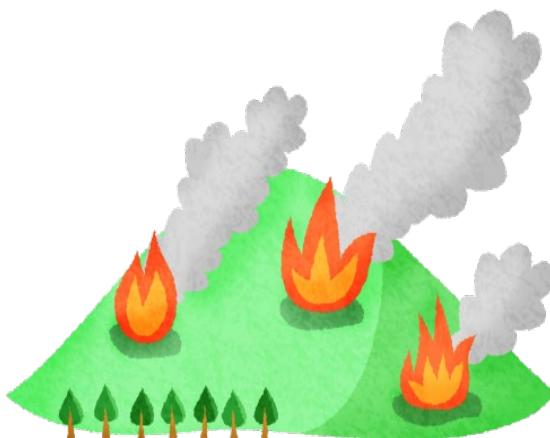
林野火災注意報の発令基準に加え、強風注意報が発表された場合

5 林野火災警報 発令対象区域について

林野火災注意報と同じ区域

6 罰則について

林野火災警報発令時に火の使用制限に違反した者は、罰金30万円以下または拘留



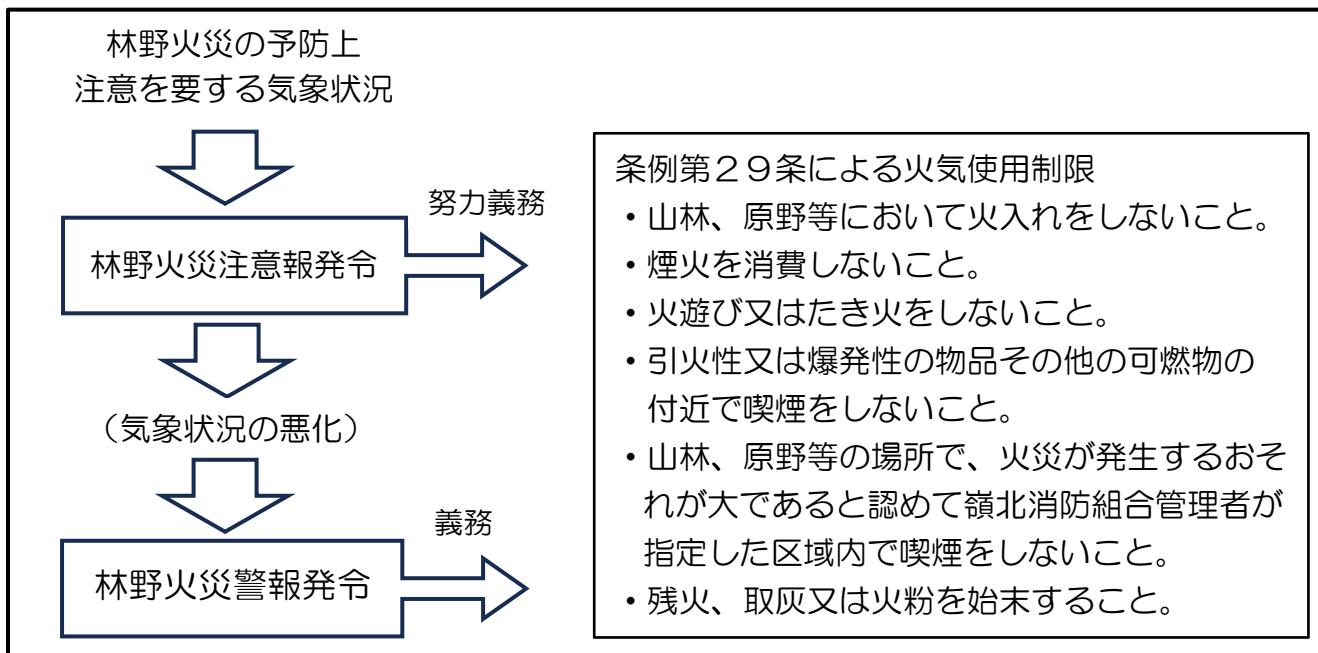
7 林野火災注意報・警報が発令された場合の周知、広報について

林野火災注意報・警報が発令された場合は、当消防本部のホームページや消防車両での巡回等により、周知、広報を予定しています。

8 火の使用の制限について

火災予防のため、注意報発令時には以下の制限について努力義務が課せられます。

さらに危険な状況になり警報が発令された際には以下の制限について義務が課せられます。



9 たき火の届出制度について

事前に届出が必要となる火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為に、「たき火」が含まれることを明確化したことから、届出が必要となります。

ご不明な点などございましたら、下記までお問い合わせ下さい。

○嶺北消防本部予防課	51-8435
○嶺北消防署（春江町・坂井町）	51-0911
○嶺北あわら消防署（あわら市）	73-0119
○嶺北丸岡消防署（丸岡町）	66-0119
○嶺北三国消防署（三国町）	82-6119